

第 124 期 決 算 公 告

平成 23 年 6 月 9 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

代 表 取 締 役 大 道 良 夫
頭 取

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	54,477	預金	3,899,175
現金	34,278	当座預金	133,257
預け金	20,198	普通預金	1,486,372
コールローン	85,259	貯蓄預金	27,560
買入金銭債権	16,651	通知預金	12,223
商品有価証券	599	定期預金	2,154,992
商品国債	570	定期積金	12
商品地方債	29	その他の預金	84,757
金銭の信託	7,876	譲渡性預金	109,679
有価証券	1,385,377	債券貸借取引受入担保金	1,534
国債	525,531	借入金	56,900
地方債	278,861	借入金	56,900
社債	316,443	外国為替	59
株式	113,244	売渡外国為替	49
その他の証券	151,296	未払外国為替	9
貸出金	2,774,834	社債	20,000
割引手形	16,703	その他負債	31,797
手形貸付	147,242	未払法人税等	5,787
証書貸付	2,260,472	未払費用	9,030
当座貸越	350,416	前受収益	1,939
外国為替	4,970	従業員預り金	2,001
外国他店預け	4,027	給付補てん備金	0
買入外国為替	111	金融派生商品	3,530
取立外国為替	831	リース債務	153
その他資産	14,772	その他の負債	9,354
前払費用	21	退職給付引当金	12,702
未収収益	4,625	役員退職慰労引当金	283
金融派生商品	3,345	睡眠預金払戻損失引当金	722
その他の資産	6,780	偶発損失引当金	429
有形固定資産	57,574	再評価に係る繰延税金負債	10,404
建物	14,460	支払承諾	26,990
土地	39,322	負債の部合計	4,170,679
リース資産	153	(純資産の部)	
建設仮勘定	2	資本金	33,076
その他の有形固定資産	3,636	資本剰余金	23,949
無形固定資産	2,912	資本準備金	23,942
ソフトウェア	2,744	その他資本剰余金	7
その他の無形固定資産	168	利益剰余金	124,367
繰延税金資産	4,355	利益準備金	9,134
支払承諾見返	26,990	その他利益剰余金	115,232
貸倒引当金	△34,215	固定資産圧縮積立金	307
投資損失引当金	△641	別途積立金	110,693
		繰越利益剰余金	4,231
		自己株式	△934
		株主資本合計	180,459
		その他の有価証券評価差額金	40,658
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	9,999
		評価・換算差額等合計	50,658
		純資産の部合計	231,118
資産の部合計	4,401,797	負債及び純資産の部合計	4,401,797

損益計算書 〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		81,200
資金運用収益	63,695	
貸出金利息	47,996	
有価証券利息配当金	15,034	
コールローン利息	351	
預け金利息	13	
金利スワップ受入利息	56	
その他の受入利息	243	
役務取引等収益	10,270	
受入為替手数料	3,424	
その他の役務収益	6,845	
その他業務収益	5,527	
外国為替売買益	839	
商品有価証券売却益	25	
国債等債券売却益	4,657	
国債等債券償還益	4	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,707	
株式等売却益	31	
金銭の信託運用益	170	
その他の経常収益	1,505	
経常費用		72,380
資金調達費用	7,945	
預金利息	6,209	
譲渡性預金利息	297	
コールマネー利息	1	
債券貸借取引支払利息	9	
借入金利息	1,034	
社債利息	378	
その他の支払利息	14	
役務取引等費用	4,116	
支払為替手数料	626	
その他の役務費用	3,489	
その他業務費用	155	
国債等債券売却損	43	
国債等債券償却	51	
金融派生商品費用	59	
その他の業務費用	1	
営業経費	46,518	
その他経常費用	13,644	
貸倒引当金繰入額	8,682	
貸出金償却	2,194	
株式等売却損	427	
株式等償却	859	
金銭の信託運用損	44	
その他の経常費用	1,435	
経常利益		8,819
特別利益		1,511
固定資産処分益	51	
償却債権取立益	1,459	
特別損失		1,561
固定資産処分損	163	
減損損失	1,383	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13	
税引前当期純利益		8,769
法人税、住民税及び事業税	5,773	
法人税等調整額	△849	
法人税等合計		4,923
当期純利益		3,845

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債

権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 29,524 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 1 百万円、税引前当期純利益は 15 百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額 1,968 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,098 百万円、延滞債権額は 52,449 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,611 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,866 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 68,026 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,129 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 144,336 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 19,270 百万円

債券貸借取引受入担保金 1,534 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 76,201 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 812 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、775,884 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が753,328 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	10,745 百万円
--	------------

10. 有形固定資産の減価償却累計額 43,931 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,974 百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 40,600 百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,370 百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 875 円 66 銭

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	223 百万円
	無形固定資産	—百万円
	その他	—百万円
	合 計	223 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	178 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	178 百万円
(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	－百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	－百万円
(4) 期末残高相当額	有形固定資産	45 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	45 百万円
(5) 未経過リース料期末残高相当額	1 年 内	33 百万円
	1 年 超	12 百万円
	合 計	45 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定の期末残高	－百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	51 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	51 百万円
減損損失	－百万円
(8) 減価償却費相当額の算定方法	

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額	8,589 百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額	28,594 百万円

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(3カ所)	土地・建物・動産	226百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	1,157百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	144百万円
役員取引等に係る収益総額	117百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	47百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	613百万円
役員取引等に係る費用総額	857百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,789百万円

3. 関連当事者との取引

① 子会社

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社滋賀ディーシーカード	所有 45.00% [88.00%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	△532 30 24 270	証書貸付 当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	950 473 2 23 2	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社しがぎんジェーシービー	所有 47.50% [93.33%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	△227 17 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	414 492 5 3 0	同上
しがぎんリース・キャピタル株式会社	所有 4.98% [41.96%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	△150 95 16 75	証書貸付 未収収益 リース資産 前受収益 未払費用 リース債務	6,250 0 153 29 0 153	同上
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	所有 100.00%	利息の支払	607	借入金 未払費用	20,600 111	同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 1. 「議決権等の所有割合」欄の[]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。

2. 「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)及び社債の引受(純額)ならびに支払保証(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

② 役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
藤田喜久	—	資金の貸付(純額) 利息の受取	△0 0	証書貸付 未収収益	28 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取 他	190 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 960 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 支払保証(純額) 利息の受取 他	100 54 27	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	683 600 79 0 0	同上

4. 1株当たり当期純利益金額 14円56銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	83

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	—
合計	1,361

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	105,199	57,429	47,770
	債券	834,908	819,319	15,589
	国債	339,609	333,385	6,223
	地方債	231,922	226,996	4,926
	社債	263,377	258,937	4,440
	その他	68,090	67,597	493
	小計	1,008,199	944,345	63,853
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	5,437	6,344	△906
	債券	285,927	287,823	△1,895
	国債	185,921	187,032	△1,110
	地方債	46,939	47,402	△463
	社債	53,066	53,388	△321
	その他	83,800	85,065	△1,265
	小計	375,165	379,233	△4,067
合 計		1,383,365	1,323,579	59,786

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,846
合 計	1,846

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,473	31	427
債券	193,209	3,846	3
国債	144,891	2,810	—
地方債	39,702	868	—
社債	8,615	167	3
その他	37,509	720	21
合計	232,192	4,598	452

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、626百万円(うち株式574百万円、債券51百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,876	30

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	20,229 百万円
有価証券評価損否認	7,046
退職給付引当金損金算入限度額超過額	7,538
減価償却費損金算入限度額超過額	1,432
未払事業税否認	453
その他	3,065
	<hr/>
繰延税金資産小計	39,764
評価性引当額	△16,073
	<hr/>
繰延税金資産合計	23,691
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△208
その他有価証券評価差額金	△19,127
	<hr/>
繰延税金負債合計	△19,336
繰延税金資産の純額	<hr/>
	4,355

(単体自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は 12.87%であります。

第 124 期 決 算 公 告

平成 23 年 6 月 9 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

代 表 取 締 役 取 大 道 良 夫
頭

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 11 社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社

しがぎん代理店株式会社

しがぎん不動産株式会社

しがぎんキャッシュサービス株式会社

滋賀保証サービス株式会社

Shiga Preferred Capital Cayman Limited

しがぎんコンピュータサービス株式会社

株式会社しがぎん経済文化センター

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

株式会社しがぎんジェーシービー

② 非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
会社等の名称

滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

1月24日 1社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	54,550	預 金	3,891,407
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	85,259	譲 渡 性 預 金	109,679
買 入 金 銭 債 権	16,651	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,534
商 品 有 価 証 券	599	借 用 金	47,158
金 銭 の 信 託	7,876	外 国 為 替	59
有 価 証 券	1,385,525	社 債	20,000
貸 出 金	2,768,107	そ の 他 負 債	41,244
外 国 為 替	4,970	退 職 給 付 引 当 金	12,788
そ の 他 資 産	40,059	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	296
有 形 固 定 資 産	58,037	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	722
建 物	14,716	利 息 返 還 損 失 引 当 金	185
土 地	39,444	偶 発 損 失 引 当 金	429
建 設 仮 勘 定	2	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,404
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,874	負 の の れ ん	47
無 形 固 定 資 産	3,020	支 払 承 諾	26,990
ソ フ ト ウ ェ ア	2,845	負 債 の 部 合 計	4,162,948
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	174	（ 純 資 産 の 部 ）	
繰 延 税 金 資 産	5,563	資 本 金	33,076
支 払 承 諾 見 返	26,990	資 本 剰 余 金	23,970
貸 倒 引 当 金	△36,092	利 益 剰 余 金	127,215
投 資 損 失 引 当 金	△641	自 己 株 式	△934
		株 主 資 本 合 計	183,327
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,673
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,999
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	50,672
		少 数 株 主 持 分	23,531
		純 資 産 の 部 合 計	257,531
資 産 の 部 合 計	4,420,479	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,420,479

連結損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		91,812
資金運用収益	63,860	
貸出金利息	48,140	
有価証券利息配当金	15,050	
コールローン利息及び買入手形利息	351	
預け金利息	13	
その他の受入利息	305	
役員取引等収益	12,152	
その他の業務収益	14,102	
その他の経常収益	1,696	
経常費用		79,970
資金調達費用	7,467	
預金利息	6,203	
譲渡性預金利息	297	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
債券貸借取引支払利息	9	
借入金利息	563	
社債利息	378	
その他の支払利息	14	
役員取引等費用	3,618	
その他の業務費用	6,827	
営業経費	48,231	
その他の経常費用	13,824	
貸倒引当金繰入額	8,646	
その他の経常費用	5,178	
経常利益		11,842
特別利益		1,511
固定資産処分益	51	
償却債権取立益	1,459	
特別損失		1,561
固定資産処分損失	164	
減損損失	1,383	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13	
税金等調整前当期純利益		11,792
法人税、住民税及び事業税	6,736	
法人税等調整額	△816	
法人税等合計		5,920
少数株主損益調整前当期純利益		5,872
少数株主利益		1,195
当期純利益		4,676

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 29,524 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによ

りヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これにより、経常利益は 1 百万円、税金等調整前当期純利益は 15 百万円減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 5 号平成 23 年 3 月 25 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 646 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,119 百万円、延滞債権額は 52,526 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,615 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,988 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 68,251 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,129 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 144,336 百万円

その他資産(リース投資資産) 3,226 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 19,270 百万円

債券貸借取引受入担保金 1,534 百万円

借入金 2,558 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 76,201 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 818 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、811,020 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 788,463 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

10,745 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,126 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,974 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 7,370 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 886 円 58 銭
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細については、(リース取引関係)注記事項に記載しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△43,938 百万円
年金資産(時価)	22,293
<hr/>	
未積立退職給付債務	△21,645
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	8,911
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△54
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△12,788
前払年金費用	—
退職給付引当金	△12,788

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 2,251 百万円、株式等償却 859 百万円、株式等売却損 431 百万円、投資損失引当金繰入額 641 百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地 域	主な用途	種 類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(3カ所)	土地・建物・動産	226 百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	1,157 百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 17円71銭

4. 連結包括利益計算書における包括利益の金額は1,997百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という)は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務としては、地域の顧客からお預りした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の企業や個人等の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益が生じることがないように、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALMは、Assets Liabilities Managementの略)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の企業や個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、対顧客販売目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。対顧客販売目的としては、国債・地方債を保有しております。純投資としては、主に国債・地方債・高格付社債を中心とした債券や投資信託を保有し、また、政策投資として株式を保有しております。これらは、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、純投資として保有している外貨建債券については、通貨スワップやレボ取引あるいはコール取引で外貨資金を調達することで、為替変動リスクを抑えた運用を行っております。

借入金及び社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買益の獲得のため、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引等を行っております。

これらのデリバティブ取引には、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、日次で管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日次で管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに ALM 計画ならびにリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等のすべての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALM の観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や基準書を定め、VaR 及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行では、為替変動リスクについて、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロール

しております。

また、VaRによるリスク許容量を設定し、リスク量はその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、市場部門の組織をフロントオフィス(市場取引部門)、バックオフィス(事務管理部門)、ミドルオフィス(リスク管理部門)に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、取締役会で策定されたALM計画及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえで、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaRやBPVを算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理し、経営陣に報告しております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引と保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法であるVaRによりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的にALM委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間2年)を採用しております。

(金利リスク)

当行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」をはじめとする全ての資産・負債ならびにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

平成23年3月31日現在で当行の金利リスク量は、10,380百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り管理しております。

(株価変動リスク)

当行では、政策投資を目的とする株式を保有しておりますが、その株価変動リスク量は、

平成 23 年 3 月 31 日現在で 36,068 百万円であります。

(バック・テスト等)

当行では、V a Rにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、V a Rと損益を比較するバック・テストを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、V a Rは過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等を ALM 委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) コールローン及び買入手形	85,259	85,259	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	3,857	3,857	—
その他有価証券	1,378,500	1,378,500	—
(3) 貸出金	2,768,107	—	—
貸倒引当金(※1)	△35,022	—	—
	2,733,084	2,751,205	18,121
資 産 計	4,200,701	4,218,823	18,121
(1) 預金	3,891,407	3,894,742	3,334
(2) 譲渡性預金	109,679	109,709	30
(3) 借入金	47,158	47,449	291
(4) 社債	20,000	20,545	545
負 債 計	4,068,245	4,072,447	4,201
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(171)	(171)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(13)	(13)	—
デリバティブ取引計	(185)	(185)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。ただし、変動利付

国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当行が定める一定の基準に基づき市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した場合については、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上しております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 3,138 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,268 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 1,869 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積りが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

①モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し算出した現在価値。

②価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は1カ月から10年、スワップ期間は1年から10年を使用。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしておりません。

定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子法人等の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報
報の「資産 (2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	3,168
合 計	3,168

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること
から、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について 284 百万円の減損処理を行っております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールローン及び買入 手形	85,259	—	—	—	—	—
有価証券(その他有価証 券のうち満期があるも の)(※1)	165,615	226,327	252,449	198,344	336,342	67,297
貸出金(※2)	876,693	513,179	350,491	218,574	225,583	501,686
合 計	1,127,569	739,506	602,940	416,918	561,926	568,983

(※1) 有価証券のうち、満期保有目的の債券はありません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 54,646 百万円、期間の定め
のないもの 27,251 百万円は上記に含めておりません。

(注 4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	3,308,472	562,311	20,624	—	—	—
譲渡性預金	109,679	—	—	—	—	—
借入金	22,011	3,776	1,370	—	20,000	—
社債	—	—	—	—	20,000	—
合 計	3,440,163	566,087	21,994	—	40,000	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	83

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	105,347	57,496	47,851
	債券	834,908	819,319	15,589
	国債	339,609	333,385	6,223
	地方債	231,922	226,996	4,926
	社債	263,377	258,937	4,440
	その他	68,129	67,636	493
	小計	1,008,386	944,451	63,934
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,438	6,345	△906
	債券	285,927	287,823	△1,895
	国債	185,921	187,032	△1,110
	地方債	46,939	47,402	△463
	社債	53,066	53,388	△321
	その他	83,800	85,065	△1,265
	小計	375,166	379,234	△4,067
合計		1,383,552	1,323,685	59,866

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,473	31	427
債券	193,209	3,846	3
国債	144,891	2,810	—
地方債	39,702	868	—
社債	8,615	167	3
その他	37,509	720	21
合計	232,192	4,598	452

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、626 百万円(うち株式 574 百万円、債券 51 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,876	30

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(リース取引関係)

貸主側

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,964 百万円
見積残存価格部分	783 百万円
受取利息相当額	△2,856 百万円
リース投資資産	15,891 百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1 年以内	3 百万円
1 年超 2 年以内	1 百万円
2 年超 3 年以内	0 百万円
3 年超 4 年以内	0 百万円
4 年超 5 年以内	0 百万円
5 年超	一百万円

リース投資資産

1 年以内	5,645 百万円
1 年超 2 年以内	4,680 百万円
2 年超 3 年以内	3,563 百万円
3 年超 4 年以内	2,280 百万円
4 年超 5 年以内	1,138 百万円
5 年超	656 百万円

③リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が 774 百万円多く計上されております。

借主側

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	36 百万円
	無形固定資産	一百万円
	そ の 他	一百万円
	合 計	36 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	29 百万円
	無形固定資産	一百万円
	そ の 他	一百万円
	合 計	29 百万円
(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	一百万円

	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	－百万円
(4) 年度末残高相当額	有形固定資産	6 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	6 百万円
(5) 未経過リース料年度末残高相当額	1 年内	3 百万円
	1 年超	3 百万円
	合 計	6 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定年度末残高	－百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	5 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	5 百万円
減損損失	－百万円
(8) 減価償却費相当額の算定方法	

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は 13.01%であります。